

プレスリリース（仮訳）

ECHA/PR/10/01

2010年1月13日
ヘルシンキ

REACH 規則に基づく認可のための高懸念物質候補リスト

本日、欧州化学物質庁は、14件の化学物質¹を認可のための SVHC（高懸念物質）候補リストに追加した。これらの物質を製造あるいは輸入している企業は、このリストへの追加によって生じる可能性のある義務を確認することが必要である。

ECHA（欧州化学物質庁）が候補リストに追加した物質は、以下の通りである。これらの物質が認可対象となるかどうかの決定は、今後行なわれる予定である。

該当企業は、このリストに掲載される物質によって生じる法的義務を負うこととなる。

これらの義務は、物質自体のみならずそれを含む混合物や製品も適用されることがある。その義務内容の要約については、ECHA のホームページに示されている。

詳しい情報：

候補物質リストに関する義務の要約：

http://echa.europa.eu/chem_data/authorisation_process/candidate_list_obligations_en.asp

認可プロセス：

http://echa.europa.eu/chem_data/authorisation_process_en.asp

¹ アクリルアミド（EC No.201-173-7 及び CAS No.79-06-1）も、ECHA 加盟国委員会により高懸念物質と考えられていた。しかしながら、欧州連合の第一審裁判所長官の指令に従って、REACHの附則 XIV に最終的に含める候補物質のリストにアクリルアミドを含めることについては、第一審裁判所長官が、事案 T-1/10R の暫定的救済に対する訴訟を終了する指令を出すまで保留されている。

候補リストに追加された高懸念物質に関する情報

	物質名	EC 番号	CAS 番号	SVHC 提案理由	潜在的用途
1	アントラセン油	292-602-7	90640-80-5	残留性、生体蓄積性及び毒性； 高残留性、高生体蓄積性； 発ガン性、カテゴリ-2 ¹⁾	これらの物質は主としてアントラセンやカーボン・ブラックなど他の物質の製造に使われる。またこの物質は、溶鉱炉の還元剤やバンカー燃料の成分として、含浸用、封し用、腐食防止用にも使用される。
2	アントラセン油（アントラセンペースト、軽留分）	295-278-5	91995-17-4	残留性、生体蓄積性及び毒性； 高残留性、高生体蓄積性； 発ガン性、カテゴリ-2 ²⁾ ； 変異原、カテゴリ-2 ³⁾	
3	アントラセン油（アントラセンペースト、アントラセン留分）	295-275-9	91995-15-2	残留性、生体蓄積性及び毒性； 高残留性、高生体蓄積性； 発ガン性、カテゴリ-2 ²⁾ ； 変異原、カテゴリ-2 ³⁾	
4	アントラセン油（アントラセン低含有分）	292-604-8	90640-82-7	残留性、生体蓄積性及び毒性； 高残留性、高生体蓄積性； 発ガン性、カテゴリ-2 ²⁾ ； 変異原、カテゴリ-2 ³⁾	
5	アントラセン油（アントラセンペースト）	292-603-2	90640-81-6	残留性、生体蓄積性及び毒性； 高残留性、高生体蓄積性； 発ガン性、カテゴリ-2 ²⁾ ； 変異原、カテゴリ-2 ³⁾	
6	高温コールタールピッチ	266-028-2	65996-93-2	残留性、生体蓄積性及び毒性； 高残留性、高生体蓄積性； 発ガン性、カテゴリ-2	

7	<p>アルミノシリケート耐火性セラミック繊維</p> <p>アルミノシリケート耐火性セラミック繊維とは、規則 (EC) No. 1272/2008 の附属書 VI、パート 3、表 3.2 のインデックス No. 650-017-00-8 により指定された繊維であり、次の 2 つの条件を満たすものである：</p> <p>a) Al_2O_3 及び SiO_2 が次の濃度範囲で含まれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Al_2O_3: 43.5-47% w/w 及び SiO_2: 49.5-53.5% w/w <p>あるいは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Al_2O_3: 45.5-50.5% w/w 及び SiO_2: 48.5-54% w/w <p>b) 長さ荷重幾何平均直径 (LWGMD) から幾何標準誤差 (SE) × 2 を引いたものが 6 μm (マイクロメートル) またはそれ以下となる (注)</p>	-	-	発ガン性、カテゴリ-2	耐火性セラミック繊維は高温断熱材として使用され、その他工業用途 (工業炉や工業設備、自動車や航空機産業向け設備などの保温) にもっぱら使われるとともに防火材 (建築物や工業用生産設備) として使用される。
---	---	---	---	-------------	--

8	<p>ジルコニアアルミノシリケート、耐火性セラミック繊維</p> <p>ジルコニアアルミノシリケート耐火性セラミック繊維とは、規則 EC No. 1272/2008 の附属書 VI、11°-ト3、表 3.2 のインデックス No. 650-017-00-8 により指定された繊維であり、次の 2 つの条件を満たすものである：</p> <p>a) Al_2O_3、SiO_2 及び ZrO_2 が次の濃度範囲で含まれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Al_2O_3: 35-36% w/w <p>及び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SiO_2: 47.5-50% w/w <p>及び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ZrO_2: 15-17% w/w <p>b) 長さ荷重幾何平均直径 (LWGMD) から幾何標準誤差 (SE) × 2 を引いたものが 6 μm (マイクロメートル) またはそれ以下となる (注)</p>	-	-	発ガン性、カテゴリー2	耐火性セラミック繊維は高温断熱材として使用され、その他工業用途（工業炉や工業設備、自動車や航空機産業向け設備などの保温）にもっぱら使われるとともに防火材（建築物や工業用生産設備）として使われる。
---	---	---	---	-------------	---

9	2,4-ジニトロトルエン	204-450-0	121-14-2	発ガン性、カテゴリ -2	2,4-ジニトロトルエンは、軟質ポリウレタンフォームの製造に用いられるトルエン・ジイソシアネートの生産に使用される。この物質は、爆発物の製造時のゲル化-可塑化剤としても使用される。
10	フタル酸ジイソブチル	201-553-2	84-69-5	生殖毒性、カテゴリ -2	フタル酸ジイソブチルは、ニトロセルロース、セルロース・エーテル、ポリアクリレート及びポリアセテートの分散体に対する可塑剤として、またプラスチック、ラッカー、接着剤、爆発物及びネイルエナメルなどに広く使われる他の可塑剤と組み合わせて用いるゲル化助剤としても使用される。
11	クロム酸鉛	231-846-0	7758-97-6	発ガン性、カテゴリ -2 生殖毒性、カテゴリ -1	クロム酸鉛は、顔料や染料の製造用、並びに工業用や船舶用ペイントの顔料や塗料及びワニス用に使用される。その他の潜在的用途としては、洗剤や漂白剤の製剤、感光性物質、花火用火薬あるいは美術品の防腐/修復に関連するものである。
12	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛(C.I.ピグメント・レッド 104)	235-759-9	12656-85-8	発ガン性、カテゴリ -2 生殖毒性、カテゴリ -1	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛(C.I.ピグメント・レッド 104)は、ゴム、プラスチックやペイント、塗装やワニスなどの工業分野における着色剤、塗料、コーティング剤として使用される。また、農機具、車両、航空機その他道路や滑走路の塗装などにも使用される。
13	スルホクロム酸イエロー(ピグメントイエロー 34)	215-693-7	1344-37-2	発ガン性、カテゴリ -2 生殖毒性、カテゴリ -1	スルホクロム酸鉛イエロー(C.I.ピグメント・イエロー 34)は、ゴム、プラスチックやペイント、塗装やワニスなどの工業分野における着色剤、塗料、コーティング剤として使用される。また、農機具、車両、航空機その他道路や滑走路の塗装などにも使用される。更に、防衛分野でカムフラージュや弾薬のマーキングにも使用される。

14	トリス(2-クロロエチル) = ホスファート	204-118-5	115-96-8	生殖毒性、カテゴリ -2	トリス(2-クロロエチル) = ホスファート (TCEP) は、主としてアクリル樹脂、ポリウレタン、ポリ塩化ビニル、及び他のポリマーの難燃性を付与するための可塑剤や粘度調整剤として使用される。他の用途としては、添加剤、コーティング剤、難燃性塗料やワニスなどがある。また TCEP を用いる主な工業分野は、家具、繊維、建築産業などである。
----	---------------------------	-----------	----------	-----------------	--

- 1) この物質は、benzo[a]pyrene(EINECS No 200-028-5)の含有量が0.005 % (w/w)未満の場合は、発ガン物質基準に該当しない。
- 2) この物質は、benzo[a]pyrene(EINECS No 200-028-5)の含有量が0.005 % (w/w)未満でbenzene(EINECS No 200-753-7)の含有量が0.1 % w/w未満の場合は、発ガン物質基準に該当しない。
- 3) この物質は、benzene(EINECS No 200-753-7)の含有量が0.1 % w/w未満の場合は、変異原の基準に該当しない。

<仮訳注>

物質番号7及び8についての条件 b) 「fibres have a length weighted geometric mean diameter less two standard geometric errors of 6 or less micrometers (μm)」については、以下規則を参照した。

COMMISSION REGULATION (EC) No 761/2009 of 23 July 2009,
ANNEX II A.22.LENGTH WEIGHTED GEOMETRIC MEAN DIAMETER OF FIBRES